

9-6  
1-19

調査月報 (五一) 六月

昭和二五、七、一二  
調査普及局調査課

天 262

局 官 臣 大				局 育 教 等 中 等 初			
局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項
人事課	一、附属図書館調査(六月八日 文人職第一二二号)	庶務課	一、義務教育に関する調査(五月二二日文初庶第二〇三号)	初等教育課	なし	中等教育課	なし
総務課	なし	宗務課	なし	職業教育課	なし	保健課	なし
会計課	なし	福利課	なし				
渉外ユネスコ課	なし						

局 育 教 会 社				局 術 学 学 大			
局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項	局 課 名	調 査 事 項
文化財保存課	なし	大学課	一、旧制高等学校卒業者の大学未入学者調査(六月一日文大第三二三号) 二、各種社会保険患者診療状況調査(六月二日文大第五一五号) 三、新制大学入学志願者入学者の学部専攻別出身校調査(六月三日文大第五〇五号) 四、大学院学生等調査(六月六日文大第五二三号)	学術課	一、人文科学関係学術文献および研究用機械器具の調査(六月三〇日文大第六二四号)	研究助成課	なし
芸術課	なし	技術教育課	なし	学生生活課	一、学生厚生補導費調査(六月二一日文大生第五九三号)	技術教育課	なし
運動厚生課	なし						
社会教育施設課	なし						
社会教育課	なし						

局 理 管		局 及 普 査 調												
部 設 施 育 教		調 査 課	統 計 課	地 方 連 絡 課	国 語 課	刊 行 課	庶 務 課	管 理 課	著 作 権 課	教 科 書 檢 定 課	施 設 課	学 校 給 食 課	教 育 用 品 課	建 築 課
		一、国立大学経費調査 (六月六日文調調第二四七号)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	一、生活保護法等による学校給食児童保護児童の調査 (六月二一日 文施学第三五八号)	二、理科(体育)設備実態調査(五月三一日文施学第三二七号)	なし

大臣官房

○人事課

一、附属図書館調査(六月八日 文人職第一一一号)

五月二四日に開催された大学図書館部会協議会において、図書館職員の雇すべき司書職種について種々意見交換がなされたが、その結果所属図書館について再調査することになったので、左記要領(名称別、蔵書数、一年間の利用人数(教備考))により三月三十一日現在で作成の上、六月二〇日までに報告するよう各国立学校長、各直轄機関長あて照会

初等中等教育局

○庶務課

一、義務教育に関する調査(五月二二日 文初庶第二〇三号)

教育の機会均等と義務教育無償の観点から現実の義務教育の実態を把握し、今後の施策に必要な資料を得るため、左記事項により調査の上、六月一〇日までに報告するよう関係都府県教育委員会教育長あて依頼  
県廳所在地の市、その他の市又は町、農村、山村又は漁村の別に各々小学校、中学校各三校を選定する。  
/ 学校経費調査

甲表

(1) 地域区分 (2) 児童生徒学級数 (3) 経費 (公費、私費別による総額、児童生徒一人当り一学級当りの金額) (4) 私費の内訳 (5) 教職員組織 (資格別、校長、教諭等職別人員及び平均勤続年数、平均本俸)

乙表

(1) 体育、保健、衛生、理科、職業図書、音楽、視聴覚別の教具等の個数 (2) 不就学等について (学齢児童、生徒総数、不就学者数、長期欠席者数等) 不就学等の理由 (家庭の経済事情、健康上その他による不就学者長期欠席者人員)

2 生計費調査

居住地、氏名、職業、扶養家族数、同上のうち市町村立小学校中学校に就学しているものの人数

現金収入 (本収入、副収入等) 現金支出 (飲食物費、住居費、光熱費等) 教育費 (教科書代、文房具費、P.T.A会費、学級費、修繕会費、学校への寄附金、学校給食費等)

大学 学 術 局

○大 学 課

一、旧制高等学校卒業者の大学未入学者調査 (六月一日文大六第三三三三号)

右について、さきに調査を依頼したが、当時進学の詳細の未詳の者もあつて、その後判明した者も少くないと思われるので改めて左記様式により六月二〇日までに報告するよう従前の

2

旧制高等学校を包含した新制国公立大学長、旧制公立高等学校長あて依頼

3

1 本年卒業者について

学部別大学入学志願者数、本年大学入学者 (旧制大学入学者、新制大学一年入学者、新制大学二年又は三年入学者) 未入学者数

2 従前の卒業者の大学未入学者について

学部別入学志願者数、本年大学に入学志願したが入学できなかった者) 備考 (大学入学希望は有しているが本年は何れの大学にも志願しなかった者)

二、各種社会保険患者診療状況調査 (六月二日文大六第五一五号)

最近、国立大学附属病院における保険患者診療費請求額の実績によると、大学間で大幅な差違があり、診療内容においても疑問の点があるという理由で、また、点数制を採用するか少くとも各大学附属病院料金規定を実質的に点数制に近づけることによつて、診療費請求の適正を期してほしいとの要望があつたので、本省としても大学附属病院における社会保険患者の診療状況の実態調査を行つてその対策をたてたいと思つたので、左記調査 (保険種別による入院、外来の一日平均患者数、全患者に対する割合、一人一日平均診療費) を六月一日までに報告するよう、各国立大学医学部附属病院長あて依頼

三、新制大学入学志願者入学者の学部専攻別出身校調査 (六月三日文大六第五〇五号)

右について、調査の必要があるので六月末日までに報告するよう新制国立大学長あて依頼

希望する学部専攻別新制高校卒業生、普通課程、職業課程における志願者、入学者数  
希望する学部専攻別、旧制高校一年修了者、文科理科別志願者、入学者数  
希望する学部専攻別、旧制高校二年修了、卒業生の文科理科別志願者、入学者数  
四、大学院学生等調査（六月六日文大第五二三号）  
大学院において、大学院、研究所、専攻科、別科、嘱託生、インターン生、依託生、講習生  
等名称の如何を問わず学部以外で被教育者であるものについて別紙様式（区分、入学資格  
修業年限、新旧制別、一年当定員現員、総教定員現員、授業料等年額）で調査の上、六  
月一五日までに報告するよう、各国立大学長あて照会

#### ○学生生活課

#### 一、学生厚生補遺費調査（六月二一日文大生第五九三号）

国立大学における学生の厚生補遺にかんする経費については、予算が確立してはいたないため、  
大学の活動に支障を来し、各方面からその確立について強く要望されている。本省として  
も速かにこれを実現するよう努力しているが教育刷新審議会等の意向もあり、合理的な積  
算基礎を求めらるため別紙要項により調査を行う事とされたので協力方を各国立大学長あて  
依頼

(1) 保健管理に必要を経費

必要を事業 / 身体検査 2 健康相談 3 保健に関する講演録

(2) 就職あつ旋に必要を経費

必要を事業 / 無料職業紹介所の設置 2 求人票、求職票、日計簿月例報告書類の整備

(3) 教養に必要を経費

/ 教養講座 2 音楽、映画鑑賞 3 座談会 4 パンフレットの配布

(4) 生活調査に必要を経費

5

#### ○学術課

#### 一、人文科学関係学術文献および研究用機械器具の調査（六月三〇日文大術第六二四号）

先に人文科学関係の振興について、民間情報教育局の J.W. Stahlaker 博士より現  
在わが国で入手困難でかつ最も必要を学術文献及び機械器具の入手実現についてあつ旋の  
労を取る由申出があり、これについて各学校関係部局で「入手希望品目リスト」を以て  
同博士のもとに提出された向きもあると思ふが同博士の好意に協力するためその整理事務  
を当局で行うことになつたので左記事項参照の上、七月二五日までに提出するよう、人文  
科学関係各国立大学長、同附属図書館長、同学部長、同附属研究所長、文部省直轄研  
究所長、文部省所管 民間法人研究所長あて照会

調査カード形式

- A 学術文献について  
 1 書名 2 著者名 3 発行所 4 発行年 5 価格 6 部数 7 提出機関名
- B 機械器具類について  
 入手希望機器申請書（優先順位、單価、数量、品名、仕様、輸入先国名、会社名、本機械の使用法の概要と特徴、本機器又は薬品等の使用目的、希望事項）

調査普及局

○調査課

一、国立大学経費調査（六月六日 文調調第二四七号）

教育刷新審議会は教育財政の問題を採り上げ特別委員会を設けて特に国立大学予算の立て方について審議を重ねているが、今回別紙調査表により昭和二四年度の国立大学経費について調査することとなつたので六月三〇日までに報告するよう各国立大学長あて依頼

学部別講座数、教官数、職員数、学生数、建物坪数、寄宿舎坪数、經常費「運営費」（事務費、諸給与、維持費）学生費（授業費、厚生補遺費）研究費（教官の研究用物件費等、教官の研究用旅費）」

二、定期刊行物

- 1 教育調査（一二）六月  
 2 世界教育の動き（三八）三月  
 3 文部時報（八七三）六月  
 4 資料月報（三五）五月  
 5 調査月報（五〇）五月

管理局

○学校給食課

一、生活保護法等による学校給食要保護児童数の調査（六月二二日文施学第三五八号）

学校給食と生活保護法との関係については、厚生省においてその扶助対象人員数を考慮中であるが、ついでには本省においてもこの種の扶助を必要とする児童数を正確には把握して、その助成対策を講ずる必要があるため、六月最終給食日現在の給食児童中生活保護法によつて扶助されている人数等を別紙様式により調査の上、七月三十一日までに報告するよう、各都道府県教育委員会教育長あて照会

- (1) 生活保護法適用中の給食児童数 (2) 生活保護法扶助適用者に進ずる給食児童数  
 (3) (1)及び(2)には該当しないが、援助する必要を認める児童数、これらの毎月平均給付額  
 (4) A 昼食全部を賄う場合の一人一食当り給食費  
 B 副食のみを賄う場合の一人一食当り給食費

(5) 六月中の給食概況 在籍教員、児童数、六月中の最終給食日の給食人員

○教育用品課

一、理科(体育)設備実態調査(五月三十一日文施字第三二七号)

教育の振興をはかるために諸般の計画をたてる必要があるので、この資料として理科(体育)設備の実態を調査することとなつたので、管下の小学校、中学校、高等学校へ別紙調査表を配布 調査の上、委員会にて集めて又国立学校は直接七月一七日までに提出するよう各教育委員会教育長、各都道府県知事、国立学校長あて依頼

調査表

学校名、所在地、生徒児童数、学級数

一般測定機器類、固体力学機器類、液体力学機器類、気体力学機器類、波動及び音楽用機器類、熱学機器類、光学機器類、磁気及び静電気機器類、動電気学機器類、天文及び気象機器類、化学用器具類、博物、生理用標本並に模型類、同上用器具類、衛生保健用機器類 体育用器具類、其の他の部門別による品目名、標準価格、現在設備のある数量(現在使用数量、修理すれば使用可能の数量)設備希望数量(二五年度、二六年度、二七年度以降)

